

一般社団法人沖縄県不動産流通機構定款施行規則

一般社団法人沖縄県不動産流通機構（以下「本機構」という）定款（以下「定款」という）第3条及び第4条の運営を円滑に実施するため、第43条の規定に基づき、定款施行規則を次の通り定める。

（会員の資格の取得）

第1条 定款6条に定める会員となる資格を有する者は次に該当する者とする。

- 1.公益社団法人沖縄県宅地建物取引業協会（以下「沖宅建」という）の会員であること。
- 2.入会しようとする者は入会申込書を提出し、入会審査を経なければならない。但し、本機構設立時に沖縄県不動産流通機構の会員であった者は全員会員とみなす。

（入会金及び会費）

第2条 入会金及び会費は次の通りとする。

- | | | |
|--------|---------|---------|
| （1）入会金 | 0円 | （入会時納入） |
| （2）会費 | 24,000円 | （1年度分） |

但し、会費は1年分前納とし、納入期限は毎年度6月30日までとする。

- （3）中途入会者の会費は月割とし、入会と同時に納入する。

但し、本機構設立時に、沖縄県不動産流通機構の会員であった者はこの限りにあらず。

（専門委員会の設置）

第3条 定款4条の事業を行うため、次のとおり各専門委員会を設置して、それぞれの事業を分担する。

- 1.総財委員会
- 2.事業運営委員会

（専門委員会の所管事項）

第4条 専門委員会の所管事項を次の通り定める。

- 1.総財委員会
 - （1）本機構の諸規定に関する事項
 - （2）庶務並びに人事に関する事項

- (3) 会議及び議事運営に関する事項
- (4) 渉外に関する事項
- (5) 会員の福利厚生に関する事項
- (6) 事務局に関する事項
- (7) 予算、決算に関する事項
- (8) 経理に関する事項
- (9) 金銭出納簿及び各種帳簿並びに会の財務運営に関する事項
- (10) 会費徴収に関する事項
- (11) 入会に関する事項

2.事業運営委員会

- (1) 会員支援事業に関する事項
- (2) 流通システムの改良、開発及び研究に関する事項
- (3) 不動産取引に関する調査研究及び情報の提供に関する事項
- (4) 沖宅建サブセンター事業補助に関する事項

(特別委員会の構成及び任期)

第5条 会長は、会務処理上必要と認めたときは、理事会の承認を得て特別委員会を設置する。

2 委員長、副委員長、委員は理事の中から会長が指名し、理事会の承認を得て委嘱する。

3 委員の任期は、その委員会に付託された任務が終了するまでとする。

(構成)

第6条 各専門委員会及び特別委員会の構成は次のとおりとする。

委員長 1名

副委員長 1名

委員若干名

(選任)

第7条 専門委員会及び特別委員会の委員長、副委員長、委員は会員の中から会長が指名し、理事会の承認を得る。

(業務)

第8条 専門委員長及び特別委員長は、当委員会を代表して所轄事項の業務を執行する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその業務を執行する。

(招集と決議)

第9条 会長は自ら必要と認めたとき、または各専門委員長が審議事項を示して招集を要請したときは、随時委員会を招集する。

- 2 委員会は過半数の出席をもって成立し、出席した委員の過半数をもって決議を行う。

(事務局規定)

第10条 事務局規定は、沖宅建事務局規定に準ずる。

(出張費用)

第11条 役員または職員が会務により出張するときは、その出張に要するすべての費用を費用弁償旅費及び諸手当支給については沖宅建の規定に準ずる。

(予備費の支出)

第12条 予算を越えて支出するとき、または予算外支出の必要が生じたときは、理事会の承認を経て、予備費から繰り入れて支弁する。

(備付帳簿)

第13条 事務局には次の諸帳簿を備え付けなければならない。

- (1) 会 員 名 簿
- (2) 役 員 名 簿
- (3) 財 産 目 録
- (4) 会費徴収簿
- (5) 金銭出納簿
- (6) 元 帳
- (7) 会 議 録
- (8) 苦情処理簿

(表彰)

第14条 会長は、本会に対し功労のあった者を表彰規程により表彰することができる。

- 2 表彰規程は理事会の議決を経て別にこれを定める。

(慶弔)

第15条 慶事、又は弔事に関しては沖宅建の共済規定に準ずる。

(施行規則の改廃)

第 16 条 この施行規則の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

第 17 条 定款及びこの規定に定めのない事項については、その都度理事会において決する。

附則

1. この施行規則の施行は、本会定款施行の日とする。
2. この規程は、平成 29 年 12 月 11 日開催の理事会より一部修正し、施行する。
3. この規程は、令和 8 年 4 月 13 日開催の理事会より一部修正し、施行する。

議事運営規定

公益社団法人沖縄県宅地建物取引業協会の議事運営規定に準ずる。

附則

1. この規定の施行は、本定款施行の日とする。
2. この規程は、平成29年12月11日開催の理事会より一部修正し、施行する。

監事監査規定

公益社団法人沖縄県宅地建物取引業協会の監事監査規定に準ずる。

附則

1. この規定の施行は、本定款施行の日とする。
2. この規程は、平成29年12月11日開催の理事会より一部修正し、施行する。

財務規定

公益社団法人沖縄県宅地建物取引業協会の財務規定に準ずる。

附則

1. この規定の施行は、本定款施行の日とする。
2. この規程は、平成29年12月11日開催の理事会より一部修正し、施行する。

経理規定

公益社団法人沖縄県宅地建物取引業協会の経理規定に準ずる。

附則

1. この規定の施行は、本定款施行の日とする。
2. この規程は、平成29年12月11日開催の理事会より一部修正し、施行する。

費用弁償旅費及び諸手当支給規定

公益社団法人沖縄県宅地建物取引業協会の費用弁償旅費及び諸手当支給規定に準ずる。

附則

1. この規定の施行は、本定款施行の日とする。
2. この規程は、平成29年12月11日開催の理事会より一部修正し、施行する。

個人情報保護規定

公益社団法人沖縄県宅地建物取引業協会の個人情報規定に準ずる。

附則

1. この規定の施行は、本定款施行の日とする。
2. この規程は、平成29年12月11日開催の理事会より一部修正し、施行する。
3. この規則は、平成30年4月18日開催の理事会より一部修正し、施行する。

その他特段の定めのない規則等は公益社団法人沖縄県宅地建物取引業協会に準ずる。